

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース・先端法務コース）及び博士後期課程外国人特別選抜の出願資格の変更（令和9年度（2027年度）以降）について

令和9年度（2027年度）から、法政理論専攻修士課程（研究者養成コース・先端法務コース）外国人特別選抜の出願資格を下記の通り変更する予定です（下線部分が実質的な変更箇所）。なお、令和8年度（2026年度）については従前通りです。

法政理論専攻博士後期課程外国人特別選抜の出願資格についても、令和9年度（2027年度）から下記と同様の変更を行う予定です（そのほかに満たす必要のある出願資格は従前通り）。

（変更前）

外国人又は重国籍をもつ日本国民であって、次の各号のいずれかに該当する者（日本の大学を卒業した者及び卒業見込みの者は除く。）とする。

- (1) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者又は入学する日の前日までに修了見込みの者。
- (2) 外国において学校教育における 14 年以上の課程を修了した者又は入学する日の前日までに修了見込みの者であって、外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって京都大学通則（昭和28年達示第3号）第37条第5号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与されたもの又は入学する日の前日までに授与される見込みのもの。

（変更後）

外国人又は重国籍をもつ日本国民であって、次の各号のいずれかに該当する者。ただし、日本における学校教育又はこれに類する教育（外国にある学校で行われる日本の学校教育法に準拠した教育を含む。）を6年を超えて受けたことがある者並びに日本の大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。

- (1) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者又は入学する日の前日までに修了見込みの者
- (2) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者又は入学する日の前日までに授与される見込みの者